

令和6年4月23日

「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2024」開催要領

1 趣旨・目的

東京労働局においては、令和5年度からの5か年を計画期間とする「第14次東京労働局労働災害防止計画」(以下「14次防」という。)を策定し、「Safe Work TOKYO」の下、「トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が『安全・安心』」をキャッチフレーズに官民一体となった労働災害防止のための取組を推進している。

14次防においては、計画を推進するに当たっての基本的考え方の1つとして、「『行政が進める安全衛生対策の見える化』の推進」を掲げるとともに、国民全体の安全・健康意識の高揚を図るための取組として「私の安全衛生宣言コンクール」を開催することとしている。

今年度も安全意識の向上のみならず、労働者に対する健康意識の向上を図るため、安全面だけでなく労働衛生面での対策を視野に入れた「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2024」を開催し、職場における労働者自身の安全衛生に関する宣言を広く募集する。また、優秀な作品を表彰することにより、行政が進める安全衛生対策を広く一般国民に周知し、もって事業場労使の安全衛生気運の向上を図ることとする。

2 実施体制

東京労働局及び公益社団法人東京労働基準協会連合会の共催により実施することとする。

3 実施スケジュール

- (1) 募集期間：令和6年7月1日（月）～10月7日（月）
- (2) 選考委員会：令和6年11月予定
- (3) 優秀作品発表：令和6年11月～12月予定
- (4) 表彰式：令和6年12月予定

4 応募資格・応募方法

- ・応募資格は、「現在、都内の事業場で働いている労働者であること。」とする。
- ・多くの労働者に興味を持たせ、コンクールへの参加を促すため、広報チラシ（応募様式一体）を配布する。
- ・応募方法は、以下の区分ごとに行うこととし、メール、インターネットの応募フォームにより行うものとする。

【応募区分】

「安全部門」、「労働衛生部門」の2部門とする。

5 優秀作品の選考

以下の構成からなる選考委員会を開催し、原則として、部門ごとに労働災害防止、労働者の健康確保などに効果が高いと考えられる作品4点程度を「優秀作品賞」として選考する。

また、優秀作品賞に準ずる評価がなされた作品については、「奨励賞」を贈るものとする。

選考委員会の委員構成は、以下のとおりとし、選考は各委員の合議によることとする。

- ① 東京労働局：安全課長、健康課長
- ② 公益社団法人東京労働基準協会連合会：専務理事、事業部長
- ③ 建設業労働災害防止協会東京支部：専務理事
- ④ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部：事務局長
- ⑤ 外部有識者：安全衛生労使専門委員

6 表彰式

「優秀作品賞」、「奨励賞」に選考された応募者に対し、12月開催予定の表彰式において賞状及び記念品を贈呈する。

7 優秀作品等の取扱

「優秀作品賞」、「奨励賞」の受賞者氏名、受賞作品及び所属事業場名については、東京労働局ホームページへの掲載、業界紙等への掲載により、広く一般に周知広報を行う。

「私の安全衛生宣言」に係る「優秀作品賞」、「奨励賞」の選考に当たっての留意事項

- 1 「優秀作品賞」の選考は、応募作品について、その内容が安全衛生意識の高揚に効果的と考えられる作品を対象とする。
また、優秀作品賞に準ずる評価がなされた作品については、「奨励賞」を贈るものとする。
「安全部門」の選考については、墜落・転落災害防止、転倒災害防止、高齢者災害防止等安全対策に着目した作品であり、その波及効果が期待できる作品を対象とする。
「労働衛生部門」の選考については、腰痛予防、熱中症予防等労働衛生対策に着目した作品であり、その波及効果が期待できる作品を対象とする。
- 2 優秀作品賞は各部門の中から2点ずつを原則とするが、応募数や安全衛生対策の課題等を勘案し、原則数以上を選定することを妨げないものとする。
また、奨励賞は若干数とする。
- 3 選考会においては、以下の点に留意の上、委員の合議により「優秀作品賞」、「奨励賞」を選考するものとする。
 - ① 労働災害の防止、健康確保等を目的として定められた宣言であること。
 - ② 第14次東京労働局労働災害防止計画のロゴマーク「Safe Work TOKYO」の趣旨に沿って、自分自身のみならず周囲の労働者を含めて安全衛生意識を高揚させる内容であること。
 - ③ 労働災害減少や職業性疾病の予防等の現状課題に対応した内容であること。
 - ④ 応募者が所属する事業場内における役割に応じた内容であること。
 - ⑤ その他安全衛生活動の向上に資すると考えられるもの。

また、「私の安全衛生宣言」は、「事業場内への掲示」「保護帽への貼付」「ワッペン等への記載」など、関係労働者が身近な場所で活用することを想定していることから、

- ① 長い標語のようなものではなく、適度に短いこと。
 - ② 具体的内容で、わかりやすいこと。
 - ③ 覚えやすいこと。
- を勘案し、選考することとする。